

能代市公告第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、能代市東土地改良区から申請のあった扇田頭首工管理規程について、令和8年3月24日認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和8年3月27日

能代市長 齊藤 滋 宣



1 水位の制限

頭首工地点における河川の水位の範囲は、標高14.682mを上限とし、標高14.632mを下限とする。

2 かんがい期

毎年5月9日から8月31日までの期間をかんがい期間とする。

3 取水

管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

4 計画的水量

頭首工地点からのかんがい用水は、次に掲げる量を基準とする。

時期別	代 掻 期	普 通 期	非かんがい期
期 間	5月9日～ 5月15日	5月16日～ 8月31日	9月1日～ 翌年5月8日
取水量	0.283 m <sup>3</sup> /sec	0.194 m <sup>3</sup> /sec	—

5 放流及びゲートの操作

頭首工の水位が標高上限を超えて増水するときは、順次に他の制水門ゲートを開扉し水位を標高上限に保ちながら放流するものとし、さらに水位が標高上限をこえて増水するときは、すべての制水門ゲートを全開の状態におくものとする。

6 点検及び整備

管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれら操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

7 洪水警戒体制

管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 秋田気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

(2) 頭首工の水位が15.482mを超えることが予想される時。

## 8 その他

管理者は、頭首工管理日誌を備え次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(1) 気象（天候、気温、降雨量、及び積雪量等）

(2) 水象（水位及び水温等）

(3) 頭首工地点における放流量

(4) かんがい用水取水量

(5) ゲートの操作の時刻及び開度

(6) 点検及び整備に関する事項

(7) その他頭首工の管理に関する事項